

## 仙台・羅須地人協会 規約

第1条（名称）本会は、仙台・羅須地人協会（Sendai Rasuchijin Society）と称する。

第2条（所在地）本会は、事務所を「復興協同センター」（仙台市青葉区上杉1-6-10、北辰ビル）内におく。

第3条（目的）本会は、W.モリスおよび宮沢賢治の精神を研究し、これを共有することを目的とする。

第4条（事業）本会は、前条の目的を達成させるため、以下の事業を行う。

- (1)研究会、研修会、講演会などの開催
- (2)機関誌、図書などの刊行
- (3)その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第5条（会員）本会の会員は、W.モリスおよび宮沢賢治の精神に関心を有する者とする。

第6条（役員）本会には、次の役員をおく。

- (1)代表 1名
- (2)事務局長 1名
- (3)会計 1名
- (4)運営委員 若干名
- (5)監事 1名

第7条（会費）会員は、定められた会費を納入するものとする。

第8条（改正）本規約は、会員の決議により改正することができる。

第9条（施行）本規約は、2013年3月1日より施行する。

[ 付記 ]

会費

本会の会費は、年額3,000円とする。